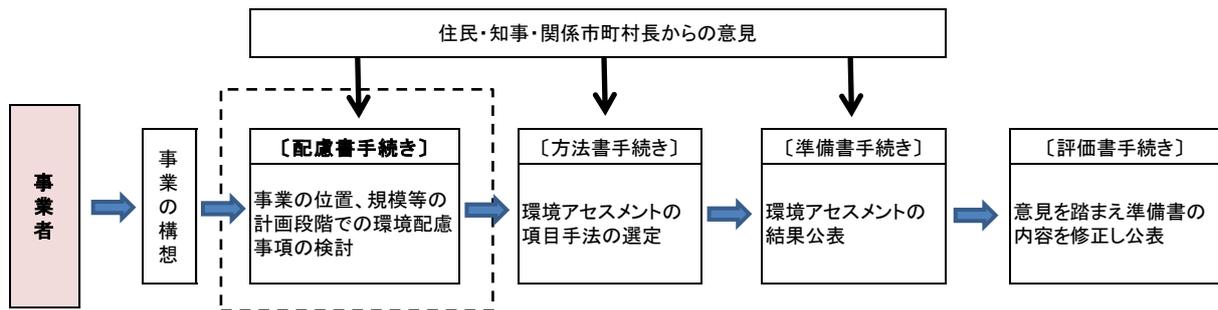


# 計画段階環境配慮書手続について

## 1. 計画段階環境配慮書手続とは

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う「計画段階環境配慮書」を作成・公表し、意見聴取を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続であり、環境影響評価法の改正により平成 25 年 4 月 1 日から導入された。

### 【参考】改正後の環境影響評価法における手続の流れ



## 2. 計画段階環境配慮書の具体的な内容

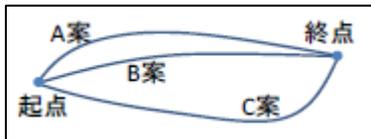
### (1) 複数案の設定

「事業の位置・規模」又は「建造物等の構造・配置」に関する複数案を設定することを基本とする。  
(複数案を設定できない場合は理由を明記)

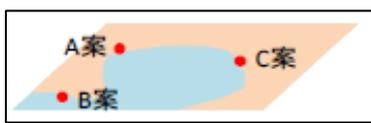
### (2) 調査・予測・評価

- ① 配慮事項の選定：重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定
- ② 調査：原則として既存資料により、環境要素や自然的・社会的な状況を調査
- ③ 予測：事業による影響を可能な限り定量的に予測
- ④ 評価：複数案における重大な環境影響の比較整理により評価  
(単一案の場合、その計画が重大な環境影響の回避・低減を図っているか評価)

### 【評価のイメージ】



道路（ルート複数案）



廃棄物焼却施設（位置複数案）

評価指標	評価の視点	A案	B案	C案
被影響対象までの距離	近接する住居に対する隔離距離が大きいこと	20m	40m	80m
被影響対象となる数や量	影響範囲内にある住居の戸数が少ないこと	300戸	100戸	500戸
被影響対象での騒音レベル	近接する住居における騒音レベルが小さいこと	62dB	59dB	57dB
重要種に対する影響	影響を受ける重要種の数が少ないこと	影響小	影響大	影響中
主要な眺望景観に対する影響	主要な眺望点からの眺望景観の変化が少ないこと	変化なし	1箇所での変化	3箇所での変化